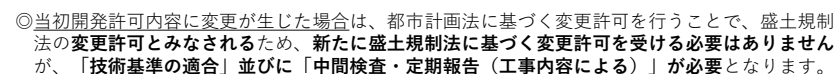


ご不明な点については、個別にご相談ください。

■ 届出手続き



2) 宅地造成等規制法（旧法）の規制区域外

開発手続き

盛土規制法手続き

届出手続き

規制区域指定日
令和7年4月1日（予定）

旧宅地造成等規制法規制区域外

盛土規制法規制区域内

開発許可
対象外

工事着手

届出

⇒盛土規制法に基づく届出を
令和7年4月21日(予定)までに提出

21日以内

《ケース⑥》の補足

◎規制区域の指定日前に工事着手し、工事が完了していない場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月1日(予定)まで）に、盛土規制法第21条第1項の届出が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑥》

開発許可

許可申請（開発）

許可（開発）

工事着手

届出

⇒盛土規制法に基づく届出を
令和7年4月21日(予定)までに提出

21日以内

《ケース⑦》の補足

◎規制区域の指定前に開発許可を受けて工事着手し、工事が完了していない場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月21日(予定)まで）に盛土規制法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑦》

工事着手

届出

⇒盛土規制法に基づく届出を
令和7年4月21日(予定)までに提出

21日以内

《ケース⑧》の補足

◎規制区域の指定日前に開発許可を受けていても、規制区域の指定日時点で工事着手していなければ、別途、盛土規制法に基づく許可申請等が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑧》

盛土規制法の許可必要

許可申請

許可

工事着手

中間検査
定期報告

完了検査
（開発）

完了検査

《ケース⑧》の補足

◎規制区域の指定日前に開発許可を受けていても、規制区域の指定日時点で工事着手していなければ、別途、盛土規制法に基づく許可申請等が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑧》

許可申請（開発）

許可（開発）

工事着手

中間検査・定期報告

完了検査
（開発）

許可（開発）
「みなし許可」

工事着手

変更の手続きは
都市計画法に基づき行う
「みなし変更許可」

中間検査・定期報告

完了検査
（開発）

《ケース⑨》の補足

◎規制区域の指定日後に開発許可を受けた場合は、盛土規制法のみなし許可となり、技術基準の適合並びに中間検査・定期報告（工事内容による）が必要となります。

◎当初開発許可内容に変更が生じた場合は、都市計画法に基づく変更許可を行うことで、盛土規制法の変更許可とみなされるため、新たに盛土規制法に基づく変更許可を受ける必要はありませんが、盛土規制法に基づく「技術基準の適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事に該当）

《ケース⑨》

許可申請（開発）

（許可）
（開発）

工事着手

盛土規制法の対象となる
変更がある場合

変更申請
（開発）

変更許可
（開発）

工事着手

完了検査
（開発）

（許可）
（開発）

工事着手

許可申請

許可

工事着手

中間検査
定期報告

完了検査

◎開発許可内容に盛土規制法の対象となる変更が生じた場合は、みなし許可に該当しないため、改めて盛土規制法に基づく許可申請が必要となり、盛土規制法に基づく「技術基準への適合」並びに「中間検査・定期報告（工事内容による）」が必要となります。

（盛土規制法の許可対象工事ではない）

《ケース⑩》